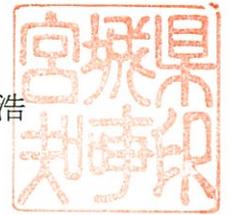


申請

平成25年10月17日

原子力災害対策本部長  
内閣総理大臣  
安倍 晋三 殿

宮城県知事 村井 嘉浩



原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第2項に基づく  
平成25年8月30日付け指示について、下記のとおり申請する。

記

出荷制限が指示された宮城県大崎市(旧一栗村の区域に限る。)において産出された  
そばのうち、別紙の「出荷制限区域において産出されたそばに関する宮城県管理計画」  
に基づき管理され、放射性物質についての全袋検査を受け、基準値以下であることが  
確認されたそばについて、出荷制限を解除すること。

## 出荷制限区域において産出されたそばに関する宮城県管理計画

宮城県（以下「県」という。）は、食品衛生法の放射性セシウムの基準値を超過するそばが流通しないよう、原子力災害対策本部からそばの出荷制限の指示があった区域（以下、「対象区域」という。）において生産されたそばについて、本計画に基づき管理を行う。

市町村は、対象区域において生産されたそばについて本計画及び市町村が定めた管理計画に基づき管理を行う。

### 1 本計画の対象区域

大崎市旧一栗村（大崎市岩出山の一部地域）

栗原市旧金成村（栗原市金成の一部地域）

### 2 そばの流通防止

県は、対象区域の市（以下、市という。）及び関係団体と連携して、本計画及び市が定めた管理計画の内容について、生産者や集出荷団体等に対し周知を図る。特に、対象区域内で生産されたそばが、放射性物質の検査を受け、基準値以下であることが確認される前に、出荷・販売・譲渡・贈答などされることがないように、生産者、集出荷団体等に対し呼びかけ等により周知を図る。

### 3 生産量・在庫量の把握

県は、市が策定した管理計画に基づく、管理台帳の作成、生産量の把握（自家消費を含む）及び出荷在庫量の把握が適切に実施されるよう必要に応じて指導するとともに、市から管理台帳の写しの提出を受け、現地調査や管理台帳を通じ、その実施を確認する。

### 4 そばの放射性物質の検査

#### （1）検査の実施

県は、市と連携して作成した検査実施計画に基づく、放射性物質検査について、関係機関と連携して対象区域のそばの全袋検査がもれなく検査できる体制を整備し、ゲルマニウム半導体検出器により、放射性セシウム濃度を測定する。

#### （2）検査結果の確認、報告及び公表

県は、検査機関から検査結果のデータ提出を受けた場合、検査に供した全てのそばの検査が行われていることを確認し、速やかに国及び市に報告するとともに、検査の結果について報道機関や県ホームページ等を通じて公表する。

#### （3）放射性物質の検査が終了したそばの取扱い

県は、市と連携し、対象区域の全袋検査の終了後、基準値以下であることが通知された袋単位のそばについて検査済みであることが明確になるようラベル等で区分するとともに、生産者に出荷販売が可能となったことを速やかに通知する。なお、基準値を超過したそばが発生した場合、速やかに市を通じて生産者に通知し、該当する袋単位のそばが市の管理下で確実に隔離、保管されていることを確認する。

### 5 基準値を超過したそばの処分

県は、市、関係団体の協力を得て、基準値を超過したそばの数量を確認し、市が実施する隔離保管及び焼却処分など適正な方法により処分が行われるよう指導する。

また、県は、市から報告のあった管理台帳に基づき、処分状況を確認するとともに、必要に応じて、現地調査を行い、基準値を超過したそばの処分が確実に実施されたことを確認する。